

秋田県庁本庁舎広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第16条第3項の規定に基づき、秋田県（以下「県」という。）が管理する県庁舎のうち、本庁舎への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 要綱第8条第1項第1号に規定する広告媒体はポスターとする。

(広告掲出場所)

第3条 広告の掲出場所は秋田県本庁舎1階エレベーターホールとする。

(広告の規格)

第4条 要綱第8条第1項第2号に規定する広告の規格は、日本産業規格A1版縦（縦841mm×横594mm）以内とする。

(掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は1月単位とし、原則として月の初日から末日までとする。

2 広告の掲出期間は1月以上12月以下の月数を定めて募集する。

(募集方法)

第6条 要綱第8条第1項第3号に規定する広告の募集は、原則として県ホームページにより公募する。

2 広告の募集枠数は、原則的に1者1枠とする。ただし、各年度の当初募集において、申込み数が枠数に満たない場合は後日追加募集を行うものとするが、その結果1者複数の掲出になる場合もある。

(申込期間・方法)

第7条 申込期間及び方法は県が指定する期間に、「秋田県庁本庁舎広告掲出申込書」（別記様式第1号）を提出することにより行う。

(選定方法)

第8条 要綱第8条第1項第4号に規定する広告の選定方法は、前7条の規定による申込みがあったものについて、要綱第5条から第7条に定める要件の審査をもって行う。

2 申込み数が募集枠数を超えた場合は、申込み掲出月数の多い者を優先する。

3 前項の優先すべき者が複数の場合は、抽選による。

4 前各項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、「秋田県本庁舎広告掲出（不掲出）通知書（別記様式第2号）」により、当該申込者に通知する。

5 前項の規定により広告掲出の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は秋田県財務規則第329条の2に規定する行政財産使用許可申請書を提出し、知事の許可を受けなければならない。

(広告料および使用料)

第9条 要綱第12条の広告料の基準となる額は、1枠につき月5,000円とする。

2 掲出開始及び終了日が月の中途である場合でも広告料は日割りしない。

3 広告主は、第1項の規定で定めた広告料を、県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

4 使用料については、秋田県行政財産使用料徴収条例（以下「条例」という。）の規定による。

(広告原稿の提出及び変更)

第10条 広告主は、広告原稿を県が指定する日までに提出するものとする。

2 広告主は掲出期間前及び期間中に広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議のうえ、広告原稿を提出するものとする。

3 県は、提出された広告原稿の内容が要綱第7条各号に該当すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲出の取消)

第11条 県は掲出期間前及び期間中に広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲出決定を取り消しまたは一時中止できる。また広告主の同意を待つことなく掲出した広告を撤去することができる。

(1) 行政財産の使用許可を受けなかったとき。

(2) 指定する期日までに広告料及び使用料を納付しなかったとき

(3) 第10条第3項の規定による修正の求めに応じなかったとき

(4) 要綱または本要領に抵触したとき

(5) その他広告事業を継続することが適当でないと認められるとき

2 県は第1項の規定により広告掲出の取り消し等をしたときは、当該広告主に対しその旨を文書により理由を付して通知するものとする。

3 県は広告主に対し、第1項の規定による広告掲出の取り消し等による賠償の責めを負わない。

(広告料の返還及び使用料の還付)

第12条 県は、広告掲出の決定後、広告掲出の開始日の前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、既納の広告料を全額返還する。

2 県は、広告掲出期間中に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかったときは、当該広告を掲出できなかった月（1日以上掲出した月を除く）について広告料を返還する。

3 前各項の規定により返還する広告料には、利息を付さない。

4 使用料の返還については、条例及び秋田県財務規則の規定による。

(協議)

第13条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、特段の定めのない限り秋田地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成21年3月10日から施行する。

この要領は、平成22年2月8日から施行する。

この要領は、平成23年2月7日から施行する。

この要領は、平成24年2月7日から施行する。

この要領は、令和2年2月7日から施行する。